

てこの所得課税というものが近代的な税制においてはやはり中心になるべきだ、所得課税についてはこの正しい申告というものがより基本である、これが一体日本の国民はそういうものをやる力があるか、そういう傾向がどの程度あるかというようなことを、外国人でありますから、なかなかわからなかったと思えますけれども、一生懸命彼らは調べまして、所得課税中心の税制を勧告するかどうかということについて、ずいぶん考えたようでありました。従いまして、それは非常に日本の社会はそういう点に進んでおると圧倒的に考えたいと思いません。やはり迷いはしたと思いません。しかし、これはやってみようという判断をしたときに、彼らのその気持の一つのささえになったものは、こういう青色申告制度というものを作つて、いわば所得の基礎をきちんと記帳させるような風習をつければ、やれる度合いがより強くなるというふうな考えで、これを勧告したというふうな経緯であつたように記憶いたします。

○堀委員 そこで、青色申告というものは、今の経緯もあり、私はやはり記帳を相当、当初には厳密な帳簿の整備を要求したということから見まして、少なくともこれは科学的に申告させるというかまえてあつたと思えます。そこで、そういう制度が一つあるわけですが、もう一つちよつとここで伺つておきたいことは、確定申告の取り扱ひという問題です。さつき長官は自発的な意思に基づいて申告させるという考えだということをおっしゃつたのですが、自発的な意思に基づいて青色申告というものを定められたように

承認を受けまして、そしてここにいろいろ記帳をして、自分なりに所得額を算定をして、これを税務署に持つて参りまして、提出をいたします。この提出をした場合に、これがどうなるかというところなんです、税法の建前からすれば、納税者が確定申告をすれば、これを税務署は受理するだろうと思ひますが、どうでしょうか。

○原政府委員 納税者が確定申告をして参りますれば、受理するのは当然のことでございます。

○堀委員 そうすると、これを受理いたします。そうすると、今度は、税法の定めるところによれば、調査をなさつて、その内容が——ここに、税法四十五条を少し読んでみますと、第四十五条「政府は、青色申告書を提出することを認められてる個人の青色申告書の提出を認められてる年分に係るその提出を認められてる所得について前条の更正をなす場合においてはその帳簿書類を調査し、その調査に因り、所得の計算に誤があると認められる場合に限り、これをなすことができる。」要するに、税法四十五条では、明らかに、更正をする場合の限度といひますか、それがはつきり書かれておりますから、おそらく、申告された者の所得額を変更するについては、税法を正しく守るならば、次に行なわれることは更正になるだろうと思ひますが、そこはいろいろふうでしようか。

○原政府委員 納税者の申告に対する税務官署側の処分としては、更正ということになって参ると思ひます。つまり申告についてどうするという面の税務官署の活動としては、更正というこ

とになると思ひます。ただ、税務官署側として、当該納税者について申告を受けて更正するといふだけであるかどうかという、たゞいま納税者の相当数について調査をするといふことをやっておりますから、しかも調査の中には、事後に調査するといふのだけではなくて、年度の終わりに、あるいは年終了後申告前の時期においても調査をしておりますから、税務官署の行為をいたしましては、その申告に対する行為以外に、そういう調査もあるといふことをつけ加えて申し上げておきたいと思ひます。

○堀委員 お話のように調査はいつでも行なつておられますから、そうすると、青色申告をして、それが受理される。この受理をするといふこととこの間に、私はこの申告制度の非常に重要な問題点が含まれておると思ひます。その受理をする仕方ですね。私が自分で書いて、持つていって申告する。そうすると、これがそのまま黙つて受理をされるという場合に、どこからどこまでが受理になるかということ。原則論で言うと、私が黙つて税務署へ行つて、申告書を持つて参りました、お願ひしますと出しますね。税務署の方では、はいと言つて一応これを見るでしようね。黙つて郵送したつて法律上いいのでしよけれども、手で持つていけば、見るでしよ。そのとき

一体どこからが受理と理解できるのでしよか。はい、よろしゅうございませうと言つたら受理なのか。私が向こうへ渡して、申告いたしましたと言つたところが受理なのか。その受理という瞬間、詰めたことを聞きますが、法律

的にはどこが受理なのかをちよつと伺いたたいと思ひます。

○原政府委員 なかなかむずかしい御質問でございますが、最初に書類を机の向こうから渡されたときに、物理的にはそれがこつちを受け取りました。それが受理と解するかどうかというような問題が一つになると思ひます。そのあととどんなことが起こるかとか考えますと、一応やはりわざわざ来ていただいたら、その書かれたものをずつと見るでしよ。見て、たとえは控除の仕方が間違つていふといふようなことがありましたら、これは間違つていますから、お直しになつて下さいといふことは言ひでしよ。まあそういうようなことが済んで、これで済ましたといふところで、どうも御苦労さんでございましたと言ひて、お歸りいただき。その御苦労さんでございましたと言ひてお歸りいただき——言葉はそう言ひかどうか知りませんが、そういうふうなことでお別れするあたりのところが受理といふようなことになつてはなからうかといふふうに思ひますが、一応のお答えでございませう。

○堀委員 そうすると、申告の方法をちよつと伺つておきますが、税務署へこれを持つて参る必要はないと思ひます。三月十五日までに青色申告の確定申告を配達証明で郵送した場合にどうなるでしよか。その受理の時点というものは……

○堀委員 そうすると、私実は今の国税庁長官のお答えはちよつと不満なんです。不満だといふことは、郵送したものは、もしそれが三月十五日にびしゃつと着くように配達証明で郵送する。そうするとこれは受理するわけですね。税務署としてはもうはつきり受理する。受理した以上、そのあとに法律的に行ない得る所得額の変更については、ルールによれば、私は更正になるのじゃないかと思ひます。三月十五日以前でしたら、ちよつと済みませんが来て下さいといふ通知をして、また来ていただいたら、あなたことは控除はどうですかといふことは言ひ得る可能性がりますが、三月十五日にびしゃつと着いたら、そこで法律的に受理されたら、あと残されてる所得額の変更は、これは更正によらざるを得ないと思ひます。持つていく方がどうもかえつて問題を複雑にするのじゃないか。そうすると、私が声を大にしてこれから申し上げるいろいろな問題を、税法の建前通りにやろうといふことになる、青色申告の人はすべからく三月十五日に必着で着くように配達証明で申告書を出さないといふようなことになると、これは私はちよつと問題になると思ひますが、そこを一つ、これは郵政省が遅配していただくよりも、それと関係ないから問題でしよけれども、そのところで、その取り扱ひの問題としては、やはり出された時点で受理だと思ひますが、私は正しいと思ひますがね。ぱつとこゝろ窓口へ出し

て、税務署というのには私もちよつといよく行きますが、何も係の人に過ぎなくたつて、どこかの窓口へ、確定申告でございませう、お願ひしますと、

ものではなくて、やはり一つの要素であらう、そう軽くない要素であらうと思ひます。

○堀委員 そすると、今私がこれはほとんどゼロと言つたのは少し言い過ぎかもしれないが、ウエイトが非常に軽いものかと思つたのですが、長官の方ではかなりウエイトがあるのだという事になると、そのウエイトのあ

○原政府委員 くれぐれも誤解のないようにお願いしたいのは、前年に対して何伸びなければいかぬということを中心としてやっているわけではございません。調査につきましては、すべて売り上げを正確につかむという事から、収入サイドでは、一般の売り上げのほか、副産物的なもの、副収入というよりなものもちゃんとつかまなければいかぬし、また反面、経費の面で、どういふ仕入れをしているか、あるいは原材料をどの程度使っているかというよりなことを正確につかんで参ることが、当該の納税者に関する調査の筋道でございます。しかしながら、それらの数字というものは、納税者自体にも一われわれのうちで家計簿をつけるという段になつても、毎日のことでも、夜寝る前に、家内がきちんとさらさらとつけられるかという、やはり相当苦心して思ひ出してあります。そういうようなことで間違ひといふのはどうしてもあり得る。その間違ひが、たとえば売り上げが二、三%抜けますと、所得には相当大きく響いてくるわけですね。従ひまして、そういうふうにした各個の納税者の個別的な調

査をいろいろな角度からのサイド・チェックで確かめて参るといふことは当然必要であらう。そういう際には、その地域のその業種の景況はどうか、前年に対してどうか、またいろいろの、効率と申す方が通例で参っております。幾らに見ておられるか。今相当それはウエイトがあるとおっしゃつたのですから、具体的な数字であると思つたのですから、その国税庁側のあれをお聞かせ願ひたい。

○原政府委員 たいだいま私が申しましたのは、国税庁の本庁としてその数字はいろいろものがあるが、それが全般的にわたつてウエイトを持たしているという意味ではないのであります。第一線の税務官吏が仕事をいたします場合に、彼は当該特定の納税者の収入と経費をよく調べなさいといふのがまず調査の第一歩としてある。しかし、その際、彼がすでに他の納税者について調べたもの、あるいは他の担当官が他の同業種の納税者について調べ

たもの等については、署内において十分その経験をお互いに交換し合つておるはずであり、そういうものを、見れば、大体どういふような効率になつておるか、どういふような前年と比較になつておるか、景況はどうかといふようなことが頭にあるはずである。そういうことが頭にあるはずである。その上で、やはり調査担当官としての万全なものはできないという意味で、その担当官の頭にそういうものが相当なくてはならぬと申しておるのであります。本庁としてそういうものを立てて、これだからやらないといふようなことをすることは原則として、はございません。農業あたりにつきましては、各署で見ましたものを、地域別の偏向といふようなものを、非常にデリケートなものでありますから、調整をはかると申しますか、それらの統一的なベースにおける位置づけをするために見ることはございませぬけれども、これもまた下から上がつてきて、それが調整されて戻るといふことでありますから、すべて第一線のなまの事情に基づいたそういう若干の概括的な率と申しますか、見解と申しますか、そういうものが頭にあつて仕事をするといふことと申します。

○堀委員 そすると、庁としては特にならぬ。局はどうでしょう。直税部長の方に伺ひたい。局単位ではあるかどうか。

○白石説明員 局単位におきまして、ただいま長官から庁について申し上げましたと同じような状況でございます。

○堀委員 昭和二十九年当時、これはちょっと古いからあれですが、かつて主税局長なんかの方が二十九年ごろは詳しいかと思つておりますが、そのころは、局や庁では今申し上げたような前年対比を一応幾らの率に見るかといふようなものを持つていたか、持つていなかったか。これは主税局長としてお答えいただくといふのではなからうです。昭和二十九年当時税務局長であるいは、そういう関係の衝におられた方でお答えいただきたい。

○村山政府委員 当時私は国税庁の直税部長をしておりましたが、そういう指数を持つておりました。また、昭和三十二年の標準課税といふことになつておつたのです。ところが、たまたま昭和二十九年の確定申告に際して、この團議申し合わせ事項が撤廃された。収入・支出に際して取れといふことになりまして、非常に問題になつたことがございませぬ。私は、当時尼崎の医師会に師会の税金を担当し、近畿ブロックの税金の責任者であつた。そこで、この問題についていろいろ調査もし、当時春日さんあたりにもずいぶんお願ひして、そのあげくの果てに、今日あなた方が悪法だと言つたところの特別措置がしかれる経緯になつたわけですが、そのときに、私は、ある税務署で、国税庁が出しておつた種税文書を、たまたまテーブルの上にあるところで拝見いたしました。その中には、事ごまかに前年対比の率が極秘文書として出されておつたのです。これに基づいて、少なくともそういう収入、支出でやる

て主税局長なんかの方が二十九年ごろは詳しいかと思つておりますが、そのころは、局や庁では今申し上げたような前年対比を一応幾らの率に見るかといふようなものを持つていたか、持つていなかったか。これは主税局長としてお答えいただくといふのではなからうです。昭和二十九年当時税務局長であるいは、そういう関係の衝におられた方でお答えいただきたい。

○堀委員 実、昭和二十九年に、当時医療課税が團議申し合わせ事項で三〇%の標準課税といふことになつておつたのです。ところが、たまたま昭和二十九年の確定申告に際して、この團議申し合わせ事項が撤廃された。収入・支出に際して取れといふことになりまして、非常に問題になつたことがございませぬ。私は、当時尼崎の医師会に師会の税金を担当し、近畿ブロックの税金の責任者であつた。そこで、この問題についていろいろ調査もし、当時春日さんあたりにもずいぶんお願ひして、そのあげくの果てに、今日あなた方が悪法だと言つたところの特別措置がしかれる経緯になつたわけですが、そのときに、私は、ある税務署で、国税庁が出しておつた種税文書を、たまたまテーブルの上にあるところで拝見いたしました。その中には、事ごまかに前年対比の率が極秘文書として出されておつたのです。これに基づいて、少なくともそういう収入、支出でやる

場合にやるのだといふ式の非常にこまかいのが、たまたまある税務署の直税課長のテーブルの上にあるところに行つてちょっと見たら、済みませぬ、それは困りますと言われた。しかし、私はひよつとそれを見てしまつた。大阪国税局においては少なくとも昭和二十九年にはあつたのですよ、村山さん。そこで、私は、今の御答弁を伺つていても、あつたのだ、しかしそれは私にはあれだおつたのなら、了承する。私がこの目で見つた資料、それが昭和二十九年にははつきりあつたといふことになる、皆さん方はないと思つておられる、皆さん方はないと思つておられる、それが極秘といふ判が押されておるといふことになると、ますますおつて私は今の問題をすなおに受け取れませぬ。

率直に申しますけれども、ほんとうにあるのかないのか。もしそういうものはあつてはならないのかどうか。少なくとも局単位についても、率直に言いますと、私自身もそのときを思つて今でもあるのだと思つておつた。おそれなく皆さんを思つておつた。そこで、あるいは誤解がございませぬ。誤解であれば私は幸いと思つたのですが、しかし、そういうものがある、やはり人情といひますか、税務行政の末端の人は非常にむずかしい仕事をしておられると思つた。今私の個人的な立場で、国の行政官の中で一番私同情しているのはだれかといひますと、警察官と税務官吏に同情しているのです。一番むずかしい仕事をやらされて、まともにやつていても非難を受ける。ましてや多少の問題があれば、すごいことをやられるといふ非常に気

分その経験をお互いに交換し合つておるはずであり、そういうものを、見れば、大体どういふような効率になつておるか、どういふような前年と比較になつておるか、景況はどうかといふようなことが頭にあるはずである。そういうことが頭にあるはずである。その上で、やはり調査担当官としての万全なものはできないという意味で、その担当官の頭にそういうものが相当なくてはならぬと申しておるのであります。本庁としてそういうものを立てて、これだからやらないといふようなことをすることは原則として、はございません。農業あたりにつきましては、各署で見ましたものを、地域別の偏向といふようなものを、非常にデリケートなものでありますから、調整をはかると申しますか、それらの統一的なベースにおける位置づけをするために見ることはございませぬけれども、これもまた下から上がつてきて、それが調整されて戻るといふことでありますから、すべて第一線のなまの事情に基づいたそういう若干の概括的な率と申しますか、見解と申しますか、そういうものが頭にあつて仕事をするといふことと申します。

○堀委員 そすると、庁としては特にならぬ。局はどうでしょう。直税部長の方に伺ひたい。局単位ではあるかどうか。

○白石説明員 局単位におきまして、ただいま長官から庁について申し上げましたと同じような状況でございます。

○堀委員 昭和二十九年当時、これはちょっと古いからあれですが、かつて主税局長なんかの方が二十九年ごろは詳しいかと思つておりますが、そのころは、局や庁では今申し上げたような前年対比を一応幾らの率に見るかといふようなものを持つていたか、持つていなかったか。これは主税局長としてお答えいただくといふのではなからうです。昭和二十九年当時税務局長であるいは、そういう関係の衝におられた方でお答えいただきたい。

○村山政府委員 当時私は国税庁の直税部長をしておりましたが、そういう指数を持つておりました。また、昭和三十二年の標準課税といふことになつておつたのです。ところが、たまたま昭和二十九年の確定申告に際して、この團議申し合わせ事項が撤廃された。収入・支出に際して取れといふことになりまして、非常に問題になつたことがございませぬ。私は、当時尼崎の医師会に師会の税金を担当し、近畿ブロックの税金の責任者であつた。そこで、この問題についていろいろ調査もし、当時春日さんあたりにもずいぶんお願ひして、そのあげくの果てに、今日あなた方が悪法だと言つたところの特別措置がしかれる経緯になつたわけですが、そのときに、私は、ある税務署で、国税庁が出しておつた種税文書を、たまたまテーブルの上にあるところで拝見いたしました。その中には、事ごまかに前年対比の率が極秘文書として出されておつたのです。これに基づいて、少なくともそういう収入、支出でやる

場合にやるのだといふ式の非常にこまかいのが、たまたまある税務署の直税課長のテーブルの上にあるところに行つてちょっと見たら、済みませぬ、それは困りますと言われた。しかし、私はひよつとそれを見てしまつた。大阪国税局においては少なくとも昭和二十九年にはあつたのですよ、村山さん。そこで、私は、今の御答弁を伺つていても、あつたのだ、しかしそれは私にはあれだおつたのなら、了承する。私がこの目で見つた資料、それが昭和二十九年にははつきりあつたといふことになる、皆さん方はないと思つておられる、皆さん方はないと思つておられる、それが極秘といふ判が押されておるといふことになると、ますますおつて私は今の問題をすなおに受け取れませぬ。

率直に申しますけれども、ほんとうにあるのかないのか。もしそういうものはあつてはならないのかどうか。少なくとも局単位についても、率直に言いますと、私自身もそのときを思つて今でもあるのだと思つておつた。おそれなく皆さんを思つておつた。そこで、あるいは誤解がございませぬ。誤解であれば私は幸いと思つたのですが、しかし、そういうものがある、やはり人情といひますか、税務行政の末端の人は非常にむずかしい仕事をしておられると思つた。今私の個人的な立場で、国の行政官の中で一番私同情しているのはだれかといひますと、警察官と税務官吏に同情しているのです。一番むずかしい仕事をやらされて、まともにやつていても非難を受ける。ましてや多少の問題があれば、すごいことをやられるといふ非常に気

の毒な立場にあるので、私は、税務官吏なり警察の職員については、そういう意味で非常にあたたかい目で見ているわけですが、そういうむずかしいところにいると、きのうの八百屋さんの話ではないが、何かにすがりつきたいものが私はあると思う。そのすがりつきたいものが、同がそういうものを出すと、これへすがるといふことになつてくると私は思う。そのすがりつきたいものが、私に、青色申告の確定のあり方について、今のようないふことが行なわれる要素が生まれてくるのじゃないか、こういふふうに思うのです、問題の筋道をたどつていくと。それで、主税局長に伺つた營業所得については一五・六〇大体伸びを見てもおるといふことになると、こういふものが、もちろんそれは地域のいろいろな実情に応じて多少は違つたとしても、局単位でこれにパリエーションを加えたやうなものがあり、あるいは今おつしやつたやうにその効率を調べ、基幹調査をやつた結果、そういうものについて何らかのものをやはり局としてきめていくということがもしあるならば、これは青色という問題との關係で非常に問題が残つてくると思ひますので、そういうものがあるかないかの議論はここでしませんが、今後はそういうものは局にも用いさせないのだ。要するに、それは署の段階でいろいろ考えられることについては、やはりその町のいろいろな状態を勘案されて起こることがあるでしょう。しかし、それは自主的なものだから、それに自分かそうたよるといふことよりも——それは調査に基づいて出てくるものであつて、もたれかかるしろもので

はなくなるわけですから、それ自体について多少のものが出てくるのは、これは結果としてある一つのトレンドを見ようというところの範囲で出てくることであり得ると思ひますが、局単位については持たせないのだといふやうななから指導ができるかどうか、何つておきたいのです。

○原政府委員 先ほどから申しておりますことは、そういう率を庁なり局なりが押しつけてやる——昔よく割当課税といふやうなことがいわれましてしたが、その時分の割当的な気持に乗つた形でのそういうものはいたしておりませんといふことでもあります。しかしながら、特定の業種について効率、たとえば機械一台当たりの生産がどうであるかといふやうなことを各末端で調べて集計したしを、局で、さらに全国を庁で集計したしをすれば、これはきつめて貴重な所得判定の資料でありまして、それは流してあります。同様なことはいづゆる所得標準率といふやうなものについてもあります。また調査課所管のやうなより大きい所得者についてほつと深度の深いものが要するといふわけでありまして、何々業についてはいはこういふやうな事情があるといふやうな業種別の経済的な要件を流すとかやうな詳しく並べましたものを流すといふやうなこともございます。これは、税務官署が所得なら所得の判定をいたしました場合に、当然に持たねばならぬ資料であらうと思つております。要は、それらの資料を受け取つたときに、第一線の係官が、あつてこれ八百屋さんの効率をこうして、所得の伸びは——今所得の伸びを全部についてはやつておりませんが、特定の方の深

度の調査をやつた場合の伸びなんかは流してありますが、そういうものを第一線の担当官が見まして、その効率なり標準率なりといふものに非常に固定的にとらわれて仕事をすることであつてはいけません。これは、お話を通して、これは、そういう率を流す際に、非常にうるさいほど——範囲率といふ言葉で言つておつたかどうかが私に確定には記憶しませんが、これらはたゞさんのケースを集計した平均値であつて、現実にはこれらがたとえ二割と出ている平均値が、具体的には三割の率から一割の率の間に散らばつておるといふものであるから、個々の納税者を見る場合には、この二割を金料玉条として振り回すといふやうなことがあつてはいけません、やはり納税者の実情を見て、その散らばりや頭の中に置いて適用しなさいといふことを、うるさくなるほど言つておるわけでありまして、お話を点はそういう範囲率としての適用の態度がどの程度行なわれておるかといふことで、なるほど沿革的にはかつてそういう伸び率あるいは率がかなり固定的なものとして受け取られた時代があつたことは事実であります。これは、税務体制におきまして、戦後のあの混乱のときで、昭和二十二年、二十三年には二万ないしこれに近い人々を一度に採用して緊急の必要に充てたといふことから、訓練も行き届いておりませんし、経験も少ないといふやうなこと、また御案内のやうな占領下の事態といふやうなことから、われわれの行政もそういう点で非常に遺憾の点は多かつたと思ひますが、だんだん改善されて、今ではそういうものを無差別に一律の率で押しつけるといふことは非常に少なくなつてきておると私は考へておりますが、なおそういう事情がありますれば、御指摘いただいた、私どもの検討のもとにさせていただきたいと思ひます。

○堀委員 そのうすると、業種別には何かそういう前年対比のものがあるといふことになりませんか。今の長官の御答弁だと、全体としての伸びはないけれども、業種別には効率や標準率を考へられて、前年度に対する伸びがあるといふふうな何つたのですが、どうでしょう。それでいいのでしょいか。

○白石説明員 ただいま長官からお答えいたしましたのは、いわゆる効率、標準率と申します所得を推計するにあたりましての一つの指標みたいなものを作つておるといふことを申し上げたわけでございます。業種別にこの業種は何割伸びるといふやうな指標を作りました。これを指示しておるといふことはいはわかりません。

○堀委員 わかりました。そうすると、私がさつき申し上げたやうに、対前年比、今主税局長がお答えになつた營業については平均全国で一五・六〇といふものが一つあります。これは政府の資料の中である。そうすると、たとえば今の分散の状態では下の方は五〇から三〇多々くらいの間にはらつて、しかしモードは一五〇くらいのところにあるといふやうな、そういう前年対比といふものについてでなく、ある業種についての標準率なり効率だけが伸びたのだ、こういうふうな理解してよろしいわけですね。

○白石説明員 結論から申し上げますとその通りでございます。つまり、ある業種について所得が全般的に二割伸びておるとか三割伸びておるとか、従つてこの所得については二割増になつておるといふことには全然然らぬといふわけでありまして、ただ理髪屋さんなら理髪屋さんにつきまして教店を調べました結果、理髪屋さん一台当たりの売り上げ収入金額は、ことしはこの程度になりそうだが、去年はそれがこの程度でやつたといふやうなものをいわば効率と申しておりますが、こういふものは、作成いたしましたして、そうして一応指示はいたしておるわけでありまして、しかしながら、これはあくまでも所得を推定するため一つの指標でございます。ほかによるべき確かな証拠がありますれば、もちろんそれによつてごさいまするが、ほかによつてごさいまする場合、所得を推定するための一つの参考として用いておるわけでございます。

○堀委員 よくわかりました。そうすると、ここでまた青色申告の問題に戻りますが、効率といふものと標準率といふものを、ある特定のものを基幹調査をされておやりになる。これは一つのサンプル調査です。これは、今度はその科学的なもの、言ひ方をすると問題が出てくると思ひます。一体そういうやうなことをなさるときには、その業者に対して何物ぐらゐをサンプルで見るとか。それは層化をされておつて、層化された中で適当な分布に基づいてやられておるのか。そういうやうな調査をされた時期といふものは、年間における状態の中分布は、どういふふうになるかと、そういう科学的な検討の裏づけのある調査のもとに、そういう標準率なり効率が出さ

れてくるなら、これは調査統計の原則から見て——それは誤差はもちろんありますが、その誤差は最小限度になるのですが、私が拝見しておる限りでは、どうも必ずしもそういうふうでない調査がサンプルで行なわれておるように思ふのです。そこで、非常に片寄つたもののところ、それも多量統計ならば平均値は比較的誤差が少なくなりまして、ごく少数統計で、たしか私が昭和二十九年に問題にしましたときは、大坂国税局のサンプルは、医業についてはたしか三十五、六軒だったよりな記憶がある。あそこでは診療所軒数は約六千ぐらいあるんです。六千あるものを三十五軒ぐらいのサンプルによつて標準率を出したということでは、その該当診療所の全体の中のもの、今申し上げました簡化の位置あるいは年間におけるそういうふうな時期の問題、それが時期補正がされておるのか、いろいろの点、補正などされておるようには見受けられぬのですが、そうすると、皆さんの言っておられる標準率、効率というものは、皆さん側としては一応の資料かもしれないけれども、科学的なそういう調査の面から見ますと、私は必ずしも科学的にそれが納得できるものだと思えない点の一つあるわけです。

体というところで、そこから出てきた——今の散髪屋さんを例にとれば、一台いすがあればそれは大体何人回転するんだというのを一回出していただいて、それを全体の業者の協力を得て私なりに一べん実態調査をやつて、その分布の位置及び時期補正の状態なり、階層の状態なりを一べん確認をして、なるほどあなたの方の効率なり標準率というものは統計上から見てもあまり大きな誤差がないということなら、私はいいと思ふのですが、これが恣意的なピク・アップを——統計学上としてのランダムなランダムにやられたものでない、恣意的にランダムにやられたもので、それで効率はこうだ、標準率はこうだということ、それを基礎にして、今度は問題の発展の仕方は、青色申告の記載にこれが影響を与えたりということになつてくると、一体科学的な根拠がどこに出でくるかという事になる。私は私思ふ。だから、あなたの方で効率表、標準率表があるんでしょから、一つそれを見せていただいて、それを一べん科学的に研究をさせて、いただきたかと思ふのですが、どうでしょう。それと、科学的にわれわれは大丈夫だという根拠があるかどうか、あわせて一つ……。

○原政府委員 標準率その他の作成につきましては、お話のような科学的な検証にたえ得るものでなければならぬというところはだれしも考えることであるから、私も、当然前から考へまして、職員スタッフとして、大学の数学を出た人を数名採用しております。それらを統計の調理をする要員に入れて、そして、それらの意見を聞いて、長年改善をはかつております。

私その初期のころ直税部長をやつておりましたので、標準率については特によく記憶しておりますけれども、サンプルのとり方、それからこの分散の読み方、これをそれぞれ業種別にカーブにして読んだこともあります。そういうようなことをやっておりますので、今具体的にそれがどういふサンプルングをして、どういふ検証をしたという事は、ここではちょっと申し上げられませんが、もちろん人間のやることではありますから、完全ということでは申し上げられませんが、かなり良心的にやっております。かつ、そういうものが毎年々々繰り返されてきたと、たつた一年だけの時点においてある値をとつたというのと比べますと、その信頼度というものはるかに高くなるわけで、私としては、そういうやり方をしてやつてきて積み重なつていふものでありますから、これは非常にあふないものだと思います。かなり確かだと思つております。これらを検証したいとおっしゃるお気持もわからぬでもありませんけれども、しかし、この標準率、効率というものは、実際のその働く生理というものがなかなかデリケートなものであります。公に出してごらん願うというものは、いささかどうかというふうには私思ふのであります。そういうことは、私も外国に行つたときに、そういうものはないか、ある、一つ参考にくれぬかと言つても、それは出せないというふうな話をよく聞いたことがあります。また、そういうものを公に出しますと、やはり人間でありますから、平均値の上位にある人たちと下位にある人たちの、それに対する身の

振り方が、実際問題として違つてくるわけでありまして。必ずしも思わしい結果になるという事は言えないというふうなこともあつて、この種のもものは、何というか、都内のものとしておきたいのだという気持でおりますので、及ぶべくは御了承いただきたい。ただ、その科学性を深めたいということについては、ただいま申しましたような努力を年々重ねておりますので、なお話がありませば、あらためてまた検討させていただきます。とはいいたたいと思つたし、しつちゅうそういう気配りは必要だと思つておりますから、どうか御了承願ひたいと思つた。○堀委員 ちよつとのお答えは私納得できないのです。私は、今、そういうものを見せていただいて、それをオープンに公表せよとせよとか、そういうことを言つておるわけじゃないのです。ただ、私自身がそれを拝見して、一応その分析をして、はたして、その効率なり標準率なりというものが、統計的に見ても、私としても納得できるというものであるかどうか、ここに私はやはり重要な問題があると思ふ。たとえば、散髪屋さんでも、それは一般の業者でもそうですが、私は、ここへ当選をするまでは、町の医師として診療所を経営をいたしておりました。そうすると、御承知のように、病氣なんというものは、月の初めに多くなるのか月の中旬に少なくなつたりしないのです。病氣というものはおおむね平均して発生するというのが原則です。ところが、私どものうちへ来る患者の数が、非常にカーブがあるので、カーブがあるというのは、健康保険の本人という部分についてみますと、百円金を出せばあとはただ見てもらえらるから、カーブはない。平均してみん来る。そのカーブのあり方は、月間のカーブではなくて、季節的なカーブがあります。夏多く冬少ないという全体カーブはありますが、月間のカーブはない。ところが、健康保険の家族、国民健康保険の人たちは窓口で半分お金を払ふ。そういうところは、私は初め気がつかなかつた。ところが、やつておきますと、大体月の十日過ぎからだんだん家族の患者が減る。というのは、午前中は家族が来る。夜は本人、要するに金の要らない連中が来る。午前中がずつとひまになつてくることを繰り返しているものだから、私もふつとそれに気がついて、私のところはこまかく記載してありますから、患者の目計表をずつと調べてみると、そこに月間のカーブが出てくる。その月間のカーブは何かという、われわれの近辺は主として俸給生活者が多いものだから、月給日との関連で月給日前の十日というのは患者が減る。私は、前が市場なものだから、市場の諸君に、どうですか、私のところはこうだがと言つたら、先生、その通りですよ、表を通る人の数がずつと減るといふのです。要するに表を通る人の数が減るといふのは、市場も減るし、われわれのところも減るといふことで、経済現象の関連がある。そうすると、一体標準率をとる調査が何月何日に行なわれておるかという事は、月間のカーブとの補正をしなければならぬ問題が一つ出てくるわけですね。カーブの上がつたときに見ているのか、下がったときに見ているのか。そのカーブ自体がある形でとられてい

○堀委員 そすると、今私が最初に触れましたように、他の業者との権衡等によつてその所得額の変更を求めることはしないと、一つお答えを願ひたい。

○原政府委員 率直に申し上げてなかなかデリケートなところがございます。先ほどこの青色申告制度の導入されました由来を申し上げましたが、そこでも、日本の納税者が、率直に申し上げて、非常に満点に近いというふうな状態ではなくて、かなり乱れておつた。それをいい成績に持つていくというので、この制度ができて、こういう制度がある間は、実はこの制度としては落ちつきがないのです。こういう特典があるから記憶をするんだということではなくて、やはり理想的な状態としては、こういう制度がない状態が理想的な状態だと思ひますが、とにかくその間はやはりだんだんよくしていくという時代である。従つて、形式的には青色申告者になつておられます。しかしながら、その中で成績はどうかということになりますと、満点に近い納税者から、まあ相当あぶない納税者もあるわけですね。そこで、実際に税務官吏が満点に近い納税者になつた場合は、これはもう非常にけっこうなことにしております。大体是認が多いということになります。しかし、点があぶないといふところは、率直に申し上げて、この判定をきかんとやつて参れば落第だといふものも実はないではないと思ひます。そういう場合に、われわれとして取り消しの制度がございまして、取り消しの制度を非常に強く生かして、取り消しをして、そうして青色

の四十五條の拘束をはずして処置をするかどうかということになりますと、先ほど申したように、実はかなりデリケートな問題がある。われわれとして、青色の人をあまり減らしていくといひますか、文句をつけていくといふことよりも、育てて参りたいといふことになりまして、そのあたりのところについて、率直に申し上げて、そういう納税者は記憶が非常にがっかりしているといふのではないわけでは、どうもあぶない、はつきり抜けてい

るかどうかということになりますと、先ほど申したように、実はかなりデリケートな問題がある。われわれとして、青色の人をあまり減らしていくといひますか、文句をつけていくといふことよりも、育てて参りたいといふことになりまして、そのあたりのところについて、率直に申し上げて、そういう納税者は記憶が非常にがっかりしているといふのではないわけでは、どうもあぶない、はつきり抜けてい

で、少なくとも原則を一つ確認をしたといふことなんです。白は白、青は青、不適格なものなら不適格で、法律に基づいて承認を取り消していただきたい。青のものは青としてはつきり処理をするといふことにならないで、一体あなたが最初にお答えになつたことと今のことがつながらずか。つながらないと思ひます。だから、筋道で私は申し上げておるので、それが正しい青色申告を育てていく道だ。いいかげんなことをやつて、そうして今のうちに権衡によつてこれを動かすとか、あるいは家族専従者を押さえてこれを減らすとか、それは本来なら白でやることなんです。白なら帳簿がないから、仕方がないからそれはやむを得ないと思ひますが、青でそういうことをやるのを是認するといふかまえてあるから、そういうことがいふまでも残るものじゃないでしょうか。青色申告といふものを育てていく趣旨というものは、やはりある限度で線を引かなければ、私は問題は解決しないと思ひます。その線の上をいくように指導するためには、やはりきちんとしたものをやります。さういふ指導をしなければいけません。だから、私は、今のお話は私としては納得できない。そういう法律の範囲で、やはり前向きでやつてもらわなければならぬ。私はそういうやり方はよろしく向かだと思ひます。それで問題は解決しない。もう青色申告の制度ができて十年なんです。だから、その業者の中には、もうこれはだめだといふ者もあるでしょう。そういうのがあつたらば、その業者、団体の人にちゃんと行われたらいいでしょう。この人は何回やつてもだめなんです。だから、この人はあなたの方で一べん考

で、少なくとも原則を一つ確認をしたといふことなんです。白は白、青は青、不適格なものなら不適格で、法律に基づいて承認を取り消していただきたい。青のものは青としてはつきり処理をするといふことにならないで、一体あなたが最初にお答えになつたことと今のことがつながらずか。つながらないと思ひます。だから、筋道で私は申し上げておるので、それが正しい青色申告を育てていく道だ。いいかげんなことをやつて、そうして今のうちに権衡によつてこれを動かすとか、あるいは家族専従者を押さえてこれを減らすとか、それは本来なら白でやることなんです。白なら帳簿がないから、仕方がないからそれはやむを得ないと思ひますが、青でそういうことをやるのを是認するといふかまえてあるから、そういうことがいふまでも残るものじゃないでしょうか。青色申告といふものを育てていく趣旨というものは、やはりある限度で線を引かなければ、私は問題は解決しないと思ひます。その線の上をいくように指導するためには、やはりきちんとしたものをやります。さういふ指導をしなければいけません。だから、私は、今のお話は私としては納得できない。そういう法律の範囲で、やはり前向きでやつてもらわなければならぬ。私はそういうやり方はよろしく向かだと思ひます。それで問題は解決しない。もう青色申告の制度ができて十年なんです。だから、その業者の中には、もうこれはだめだといふ者もあるでしょう。そういうのがあつたらば、その業者、団体の人にちゃんと行われたらいいでしょう。この人は何回やつてもだめなんです。だから、この人はあなたの方で一べん考

ら、この人はあなたの方で一べん考えて、もつときちんとしたことをやりなさい。それでなければ来年度は取り消しになりますよ。はつきりと言われたい。ところが、私の聞いている範囲では、ほとんど多数の者に対して、七〇%なり八〇%という多数の者に対して、青色を取り消すかのような感じを与える発言のもとに、そういう修正を、さつき申し上げたような非論理的なやり方でやつておられるのが非常に多い。これは十九日まで調査しますから、この問題を私は引き継ぎ委員会でも質問をしまして、調査が集まつたら具体的に検討しますけれども、だから、かまえて方としては、青色申告といふものの所得額の決定の変更については、更正によると同じような気持でこれをやる。調査に基づいて科学的にやる。そうしてそれは少なくともその帳簿記載の問題の中でやる。それによつて否認する場合の条項があります。著しくうそを書いたとか何とかどういふことを書いた部分があるから、そういうことであるならば、それは別途の角度から問題を提起すべきであつて、そこを一つあいまいにしないで考えていただかなければ私は困ると思ひます。どうでしょうか。これが一応本日のあれは私は終わります。

ら、この人はあなたの方で一べん考えて、もつときちんとしたことをやりなさい。それでなければ来年度は取り消しになりますよ。はつきりと言われたい。ところが、私の聞いている範囲では、ほとんど多数の者に対して、七〇%なり八〇%という多数の者に対して、青色を取り消すかのような感じを与える発言のもとに、そういう修正を、さつき申し上げたような非論理的なやり方でやつておられるのが非常に多い。これは十九日まで調査しますから、この問題を私は引き継ぎ委員会でも質問をしまして、調査が集まつたら具体的に検討しますけれども、だから、かまえて方としては、青色申告といふものの所得額の決定の変更については、更正によると同じような気持でこれをやる。調査に基づいて科学的にやる。そうしてそれは少なくともその帳簿記載の問題の中でやる。それによつて否認する場合の条項があります。著しくうそを書いたとか何とかどういふことを書いた部分があるから、そういうことであるならば、それは別途の角度から問題を提起すべきであつて、そこを一つあいまいにしないで考えていただかなければ私は困ると思ひます。どうでしょうか。これが一応本日のあれは私は終わります。

○堀委員 それでは私はこれで終わります。

○足立委員長 横山利秋君。

○横山委員 私は質問するのでなく、あなたの方から答えていただく番でございます。もう一べん念のために簡単明瞭に申し上げますが、きのう私が御提案したことは、基幹調査と称して、納税者が疑わしき節も必ずしもないのに深度の深い調査をするといふことは、税務官庁の一方的な必要によつてなされるのであつて、納税者に対して不当なしわ寄せを与えるものであるから、もし基幹調査の必要がありとす

ら、この人はあなたの方で一べん考えて、もつときちんとしたことをやりなさい。それでなければ来年度は取り消しになりますよ。はつきりと言われたい。ところが、私の聞いている範囲では、ほとんど多数の者に対して、七〇%なり八〇%という多数の者に対して、青色を取り消すかのような感じを与える発言のもとに、そういう修正を、さつき申し上げたような非論理的なやり方でやつておられるのが非常に多い。これは十九日まで調査しますから、この問題を私は引き継ぎ委員会でも質問をしまして、調査が集まつたら具体的に検討しますけれども、だから、かまえて方としては、青色申告といふものの所得額の決定の変更については、更正によると同じような気持でこれをやる。調査に基づいて科学的にやる。そうしてそれは少なくともその帳簿記載の問題の中でやる。それによつて否認する場合の条項があります。著しくうそを書いたとか何とかどういふことを書いた部分があるから、そういうことであるならば、それは別途の角度から問題を提起すべきであつて、そこを一つあいまいにしないで考えていただかなければ私は困ると思ひます。どうでしょうか。これが一応本日のあれは私は終わります。

ないところもござりまするし、従来税務調査にあたりましてはできるだけ国民に迷惑をかけないようにということを示して参つておつたところでございませぬけれども、御指摘のような点もあるやにも伺いますから、なお一段と、国民に対して不当に迷惑をかけるようにということにつきましては、十分な示達をいたして参りたい、かような点でございまして、あるいははなはだこれは御指摘の常識が行き届かぬ点があるかもしれないが、どうかさような点で御了承いただきたいと存する次第であります。

○横山委員 全然これは了承するわけには参りません。私がさういふ点を申し上げておられますのは、もう長年におたつて主張しておる基礎があります。それは、税務行政の中から権力的なものを少しずつチェックすべきだ、それによつて一そり合理的な民主的な徴税制度に移行すべきだといふかたい私どもの信念、これは何も私が申し上げるまでもなく、与野党にわたつて税の執行に關する小委員会の結論でもあつたわけでありませぬ。今私が提案しておる基幹調査そのものはこの根柢から出ておるものであり、同時に、そのこと自身を判断しても、あなたの慎重な検討をなさつた結果であるにしては、いささか私的はすれな答へだと思つて居ます。しかし、念のためにお伺いをいたしますが、納税者に迷惑のかからないように今後やるというものは、具体的にどういふことを意味しておるのか伺いたい。長官でつてどうですか。

○原政府委員 納税者に迷惑のかからないようにやるというものは、具体的な場合に就いていろいろと態様

は変わると思いますが、この基幹調査というよりなものについての問題をめぐつて申し上げますれば、この基幹調査はある種の納税者について深度の深い調査をするということでありませぬで、やはり調査の日数も通常の調査よりも多くなるといふことになりませぬから、さういふ際には、お店ならばお店の仕事のじゃまをなるべくしないように十分気を配るといふことが第一でありますし、また、調査をしていきまして、記帳の状況とその他から見ても結論が出る場合と、なかなか記帳が整理されてなくて時間がかかる場合とがございませぬが、それぞれ必要な最小限の時間を切り上げるといふような配慮をすることがあると思つて居ます。その他、お客さん方に与える印象といひますか、さういふようなことについても十分気を付けて挙措をとるといふようなことは日常言つておることとございませぬが、およそ基幹調査関係としてはそんなようなことが主たることとして私思ひついでございませぬ。なおまた十分注意いたしまして、注意すべき点があればつけ加えて注意いたして参りたいと思つて居ります。

○横山委員 始めるにあつて基幹調査であるといふことを納税者に明示すべきである。それから納税者がそれに對して拒否権を持つべきである。拒否権といふのが強い言葉であるならば、少なくとも最低限、納税者の意見を尊重すべきである。この週は困るとか、今月は困るとか、商売に非常な差しさわつて困るとか、さういふような意見を尊重すべきである。私はその限界は拒否権を持つべきであるといふのであります

が、その二点についての御意見を伺いたい。

○原政府委員 調査に行きました場合に、お宅は何調査ですと云うのは私は必ずしも適當とも思われませぬ。基幹調査といひましても、お宅は基幹調査をやりますよと云つても、納税者は百人が百人私にはわからぬだらうと思つて居ます。その種のことをやるのだといふことになると、これはどうも脱漏が大いといふので、例の特調あるいは精密調査といふような言葉も使ひませぬが、行つて、お宅は特調ですと云つて、頭から何ですかと聞かれると、いや、お宅は怪しいから、うんと抜けていふと思つて居るのだといふようなことは、ちよつと云ひにくいと思つて居ます。およそさういふのは、税法の規定に基づいて調べるのに、簡単に調べる場合もあり、深度を深く調べる場合もある。従つて今のは基幹調査ですと云うのはどうも不適切な感じがいたす。今回は少し深く調べさせていただきますから、若干日数がかかりませぬといふようなことはいささか過ぎると思つて居ますから、それはさせたいと思つて居ます。それが第一点のお答でございます。

なほ、その場合に、納税者が拒否権などといわれると実は困るのでございませぬが、ただ納税者が、うちはさういふ事情だ——たとへばいろいろなにございませぬし、営業上の場合もありませぬし、奥向きの用事の場合もありませぬし、さういふような話があつた場合に、それを伺つて十分尊重するといふようなことは、一般の心がまえとしてあつてしかるべきだといふふうに私は考へて居ります。特調といふより

なもので、非常に疑わしいといふような納税者の場合には、率直に申してある程度現場の証拠となるものを保全していただくかなければならぬことはあります。基幹調査で一般的に深度のあるものをやうといふような場合に、さういふような話がありませぬれば、それは具体的な事情に応じて目を延ばすなり何なりを考へるといふことはある方が適當だと思つて居ます。ただくれぐれ一つ、拒否権といふようなことはおつしやらぬでいただきたいといふふうに思ひます。

○横山委員 さういふところは、私は、私の主張に対してあなたが御賛成をなさらずに、まあしかし国税庁として多少わからぬでもないから、これだけのことを了としたらいい。そのかわり、それをせひ一つ徹底さしていただく手段をとつてもらいたいと思つて居ます。ただ、私がこの際申し上げておきたいのは、きのうからさういふことにかけて原さんの御答弁の端々に、基幹調査であるといふことを明示する必要はないといふ意見があります。どうにもこれには私は納得できません。これは徴税の根本に觸れる思想だと思つて居るのであります。私が基幹調査を例にとつておきますのは、納税者は疑われるべき筋合いの問題はない、あなたの方もさういふ点についてはあなたと私と意見が一致しております。けれども、私の立場とあなたの立場と違ふのは、あなた、納税者といふものは白か黒かわからぬからといふことと、もう一つは、税務署はさういふことをやる権利があり、納税者はそれを拒否する権利

はない、さういふ感覚であります。この感覚に私はどうしても承知できないものを持つて居るのであります。きのう申し上げたように、税法はそのままで四千亿に余る自然増収があるといふので、これが実現いたしますためには、税務職員は相当の馬力をかけなければならぬといふことは、私は火を見るよりも明らかだと思つて居ます。それは、税務職員としては、お宅はこれだけお出しにしているのですから、これだけお出しになるのはあたりまえですといふふうになる。けれども、納税者としてはまた別な立場で、そんなにさういふことと去年と四千亿の開きがあるのですから、その四千亿の開きを国税庁が徴税機構で徴収をいたしたためのドラブルといふものは、私は各所にあると思つて居る。いわんや明年度の経済は下半期において悪くなるのでありますから、国税庁の立場としては、去年よりさういふこととさういふ立場がある。出す方としては、今もさういふこととさういふことと、それからもうかからないのですと云う。その立場のギャップもまた埋め切れなないと思つて居ます。さういふことと、四千亿に余る自然増収がいかんして民主的に徴税できるかといふことは、私は明年度さういふ重大な問題があると思つて居ます。先ほど、委員長から、税に關する質問のきほもなかなかまかくなつたのであるから、この際一つ税の徴収に關する小委員会を作つてどういふ非公式な御意見がございませぬか、私も賛成でございます。この際その小委員会において議論すべき問題は、いかにして今の徴税機構の権力的な要素

は、税務署はさういふことをやる権利があり、納税者はそれを拒否する権利

を払拭して、より合理的、より民主的にするかということに基盤を置きたいと思ふ。この点については、国税庁長官としても、一つもの考え方をそこにしつかりと据えて、これがどこまでできるかについては論争の問題はあるとしても、もの考え方としてはその方向に向けてもらわなければ、私はだめだと思ふ。もし、そういうやり方によって、きのう私が例を申し上げたように、特定調査方式なり、あるいは重点調査方式なり、基幹調査方式なり、循環調査方式なり、人が足らぬからというふうなやうにやらざるを得ないというなら、人をふやすことにお互いに与野党とも重点を置くべきではありませんか。そうして当面の税が民主的に公平に取られるように、この際国税庁としてもまた大蔵省としても御協力を願いたいと思ふ。人が足らぬからどうしてはめんどくさいから、疑いも十分にないところへ飛び込んでいって、基幹調査とも言わずに深度の深いやつをどんとやるというやり方は、徴税機権の乱用だ、質問検査権の乱用だと私はきのうから言っておるのであります。この小委員会を明日の理事会で御相談することになると思ふのであります。発足するにあたって、長官として私どもの考え方に御同意を下さるかどうか、お考えを承りたいと思ふ。

○原政府委員 税務行政を権力権力的なものではないように持つていくということについては全然同意であります。昨日も申し上げましたように、私は私としての、職員に教える三つの柱の一つとして、もう一分でも一厘でも税務署の敷居は低くして納税者に接するよ

うにということをおししております。これは言葉は非常に象徴的な言葉でありますけれども、横山委員の言われる権力的なおしを極力払拭していくようにといいことでありますので、その気持においては全然私は同意する次第であります。

なお、各級の調査を限りある職員の数と時間とをもつて処理いたします。ついて、やはり十分なる調査を納税者の全部について毎年行なうということは一つの理想かもしれませんが、あるいはそれは少し理想でないかもしれないという面も私は考えております。というのは、毎年々々徹底した調査を行なわれなければ結論が正しく出ないようでは、先ほど堀委員の御質問にもありましたけれども、申告納税制度の基盤いすこにありやということにもなるのであつて、私もやはり、なるべく納税者の多くの部分が、私どもが何も申さないでも、正しい申告が出る納税者になっていただきたい。それができた暁に、初めて日本はりっぱな申告納税国家と言るのであつて、ですから、私どもは、むしろこの調査省略のできる納税者がなるべく多くなるようにという要請も一方に含んで持つていく。従つて、一方で深度の深い調査もいたしますが、その調査は決して納税者を痛めるとかなんとかいう気持でなくて、願わくは納税者がそういう調査をしないでもきちんと申告して下さるようになるようにという気持でやつておりますので、やはりだんだんと毎年の努力の際にいろいろな調査が組み合わさつて参るといふことにならうかと思ひます。ただ横山先生の言われる権力的なものをなくするようにといい意

味での配慮を、そういう調査の組み合わせなりやり方なりについてとることには非常に重要なことと思ひますので、私どももなお十分工夫したいと思ひます。また小委員会において、いろいろお尋ねに應じ私どもの工夫なり考えなりを申し上げて参りたいと思ひますので、よろしくお願ひいたしましたと思ひます。

○横山委員 それでは、私の質問はこれで終わりたいと思ひますが、別途一つ御提出を願ひたいのは、本委員会が先年いたしました復取に關する小委員会の中間報告、あれを出しましてから、二、三年になりましたが、その中間報告についてどういふ措置がその後とられたかという問題について、まず資料をお願ひをいたしたいと思ひます。それから、業務運営方針書というのは、年のいつごろ出るのでしょうか。もう出ていますか。

○原政府委員 まだでございます。新年度の始まる直前くらいに出すのが通例であります。

○横山委員 それでは、参考のために、去年の分が余つておりましたら配付をお願いします。

○石村委員 ちょっと関連。先ほどから税務行政について権力的な点を是正していくというふうなお話があつて、非常に長官もそのことを認めていらつしやるようですが、その税務行政の中から権力的な徴税といふことをなくする一つの前提は、税務署の方々が責任を負ふといふことだと思ひます。こう申し上げると、あるいは何かかわからぬとおしやるかもしれません。いろいろ實際のことを聞いてみますと、納税者と税務署は、いろ

いろ帳簿なり何なり、やり方、税金の出し方について、いろいろな相談をしょつちゅうして、やつているわけでありませぬ。ところが、係官は一年か二年かでおかわりになる。かわられたあの係官が何かごきげんを損じると、前の係官が認めた、そんならそういうことでは、全然そんなものは法規ではつきりきまつておることじゃない、そんなものはおれは認めぬぞと言つて、三カ年にさかのぼつて税金を取るといふおどしを事実しきりにやつていくのですよ。納税者の方から見れば、何もおれは帳簿をごまかして二重帳簿を作つてこんなことをしたのではな、明らかにこれはこうだ、このときよりかと相談をして、それでよろしいと言つてやつてこられたことを、あの係官のきげんが悪くなつたら、もう前のそんなことは知つたことじゃない、さかのぼつて取る、こういうやり方、こういう前任者と後任者と法律的にどういふながあるか知りませんが、いやしくも税務署として一応認められたことは責任を持つていただきたい。それを、あとの者が、法規で、その解釈はどつちでもなることだ、おれはそれのほつて取るぞという態度を今日現に持つておられるのです。おそらく長官はそんな非常識なことではないだらうくらいに考へていらつしやるかもしれません。かく凡夫の常と申しますか、権力を持つておる者は何かといへば振り回したくなるものです。だから、税務署官吏の方々もよほど反省を常にしなければならぬことだと思ひます。つまり根本的に税務署としての責任を負ふのだ、一たん認めたことは、それは二重帳簿を作つてごまかされたというなら全然別です。しかし、ちゃんとした書類を出して、そしてそれはこうだろ、ああだろと判定してやつたことは、あるいは後任者の目から見ればルーズな点があつたかもしれない、甘い点があつたかもしれない、一たん税務署としてそれを認めた以上は、責任を負つて、将来の問題は将来として話し合ひをする、そういう態度に出るといふことが絶対に必要だと思ふのです。これをさかのぼつてやつてもかまわぬという考えがある以上、いつまでたつたつて権力的な徴税というものはなくならぬと思ふ。この点に対する長官としてのお考え、御意見を聞かせていただきたいと思ひます。

○原政府委員 具体的の場合に若干例外的なことはあると思ひますが、概して申しておつしやる通りだと私は思ひます。そういうことはいよいよするよう努力を私はしたいと思ひます。

○足立委員長 この際、委員派遣承認申請に關する件についてお諮りいたします。

今回の雪害についてその被害状況を調査するため、現地に委員を派遣することといたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○足立委員長 御異議なしと認めます。

なお、その手続等については委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○足立委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。
次会は明九日午前十時より理事會、十時三十分より委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。
午後零時二十三分散會